

# 65歳以上の方の 介護保険料が変わります

問 伊奈庁舎介護福祉課

介護保険料に関するご質問 : (内線 4303、4304)

介護予防に関するご質問 : (内線 4305 ~ 4307)

介護保険料は、市町村ごとの高齢化率や介護サービスの利用量などを基に、3年ごとの見直しを行っています。介護保険における給付費などの必要経費は、65歳以上の第1号被保険者に負担していただく保険料が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者に負担していただく保険料が27%、残り50%を公費（税金）で負担しています（居住サービスの場合：国25%、県12.5%、市12.5%）。負担割合はおおよその数値であり、国が交付割合の調整を行うため、割合は市町村ごとで若干異なります。

介護保険事業計画の見直しに伴い、第9期（令和6年度

～令和8年度）の基準額（第5段階の保険料額）は、下表のとおり**年額66,200円（月額5,517円）**に変更となります（第8期は年額63,870円、月額5,323円）。皆さんの保険料額は、本人および住民票上の世帯の課税状況や、本人の前年中の所得金額などにより決定します。ご自身の保険料額については、年金から差し引かれる特別徴収の方は「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を、それ以外の普通徴収の方は「介護保険料納入通知書」を7月中旬に送付しますので、そちらをご確認ください。

所得段階	対象になる方			基準額に対する割合	介護保険料（年額）
第1段階	本人が 住民税 非課税	非課税 世帯	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の 老齢福祉年金受給者	0.285	<b>18,860円</b>
第2段階			年金収入等80万円以下		
第3段階		課税世帯	年金収入等80万円超120万円以下	0.485	<b>32,100円</b>
第4段階			年金収入等120万円超	0.685	<b>45,340円</b>
第5段階			年金収入等80万円以下	0.9	<b>59,580円</b>
【基準額】			年金収入等80万円超	1.0	<b>66,200円</b>
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額120万円未満		1.2	<b>79,440円</b>
第7段階		合計所得金額120万円以上210万円未満		1.3	<b>86,060円</b>
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満		1.5	<b>99,300円</b>
第9段階		合計所得金額320万円以上400万円未満		1.7	<b>112,540円</b>
第10段階		合計所得金額400万円以上600万円未満		1.9	<b>125,780円</b>
第11段階		合計所得金額600万円以上800万円未満		2.1	<b>139,020円</b>
第12段階		合計所得金額800万円以上1,000万円未満		2.3	<b>152,260円</b>
第13段階		合計所得金額1,000万円以上		2.5	<b>165,500円</b>

※年額の10円未満の端数は切り捨て処理をしています。

※40～64歳の方の介護保険料については、加入している各医療保険者へお問い合わせください。



## 介護が必要になる原因は？

厚生労働省の「国民生活基礎調査（2022年）」によると、要介護認定別で介護が必要になった原因是、「要支援認定者」では「関節疾患」が19.3%と最も多くなっています。次に「高齢による衰弱（フレイル）」が17.4%、「骨折・転倒」が16.1%となっています。また、「要介護認定者」では「認知症」が23.6%で最も多く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」が19.0%、「骨折・転倒」が13.0%となっています。

人は誰でも年を重ねるにつれて、徐々に体力の低下を感じ、

「老い」と向き合うことになります。1日でも早く元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。体力づくりや食生活の改善、口腔ケアなど、日々の生活ですぐにできることから始めましょう。

※要介護認定とは、どのくらい介護を必要としているかを判断するものです。「非該当」と、介護予防サービスを利用することで状態の改善が見込まれる「要支援1・2」、寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態の「要介護1～5」に区分されます。